

別添1

**たつの市新宮温水プール
指定管理者業務仕様書**

目 次

1	総則	1
2	施設の概要	1
3	業務内容	2
4	使用許可、取消に関する事	3
5	利用料金の徴収、減免及び還付	3
6	水泳教室の開催	3
7	一般利用者に対する監視指導について	4
8	自主事業の企画運営について	5
9	施設及び設備管理について	5
10	清掃	6
11	修繕等	7
12	警備	7
13	事業計画等の提出	7
14	報告文書の提出	8
15	備品及び消耗品	8
16	その他施設の管理に付随する業務	8

別紙1 現在の水泳教室の状況

別紙2 令和5年度たつの市新宮温水プール自主事業一覧

別紙3 管理備品一覧

たつの市新宮温水プール指定管理者業務仕様書

たつの市新宮温水プール（以下、「新宮温水プール」という。）の指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、この仕様書による。

また、本書において、たつの市長を「甲」、たつの市教育委員会を「乙」、指定管理者を「丙」とそれぞれ読みかえる。

1 総則

(1) 管理にあたっての基本理念

‘きれいな水と人とのふれあい’をテーマに、幼児から高齢者まで年齢や体力を問わず実践できる水泳を、暮らしの中に取り入れることによって市民の体力及び健康増進を図り、健全な市民生活に役立たせることという基本理念に基づき管理を行うこと。

(2) 法令等の遵守

新宮温水プールの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる関連法令等を遵守し、適正な管理を行うこと。

- ア たつの市体育施設条例
- イ たつの市体育施設管理規則
- ウ たつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- エ たつの市暴力団の排除に関する条例
- オ 個人情報の保護に関する法律
- カ たつの市情報公開条例
- キ たつの市行政手続条例
- ク たつの市契約における適正な労働条件の確保に関する要綱
- ケ その他の関係法令

(3) 業務責任者の選任

業務の実施に先立ち業務責任者を選任すること。

(4) 管理口座の区分

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で適切に管理し、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理すること。

2 施設の概要

(1) 名 称

たつの市新宮温水プール

(2) 所在地

たつの市新宮町平野 1 1 8 番地 1

(3) 設置年月

平成9年6月

(4) 施設概要

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

敷地面積 敷地面積 4,544.59㎡

床面積 2,078.83㎡

(5) 施設内容

大プール 25m×8コース(日本水泳連盟公認) 深さ1.2~1.3m

小プール 14m×8.5m 深さ0.6~0.7m

更衣室 男女各100名収容 乾燥室 男女別5~6名用

ミーティング室 定員24名 機械室 器具庫 コーチ室 事務室 倉庫

2階ギャラリー席 44席 駐車場 53台

(6) 利用時間

午前9時から午後9時まで

ただし、丙が必要と認めるときは、あらかじめ乙の承認を得て、使用時間を変更することができる。

(7) 休館日

ア 火曜日

ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日

イ 12月28日から翌年1月4日までの日

ただし、丙が必要と認めるときは、あらかじめ乙の承認を得て、休館日を変更することができる。

3 業務内容

丙が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可、取消しに関する事
- (2) 利用料金及び受講料の徴収、減免及び還付
- (3) 水泳教室の開催(監視を含む。別紙1参照)
- (4) 一般利用者に対する監視指導
- (5) 自主事業の企画運営
- (6) 施設及び設備管理
- (7) 清掃
- (8) 警備
- (9) 報告文書の提出
- (10) その他施設の管理に付随する業務

4 使用許可、取消しに関すること

(1) 受付、使用許可申請の交付

使用の申請者が提出する使用許可申請書を受け付け、使用の可否を決定し、使用許可書等を交付すること。

(2) 使用の打合せ

必要に応じ使用の申請者と事前に使用方法、その他必要事項の打合せを行うこと。

(3) 使用許可の取消し

使用許可の取消しとして、たつの市体育施設条例（平成17年条例第184号。以下「条例」という。）第11条に規定する使用許可の取消し等を行うこと。

5 利用料金の徴収、減免及び還付

条例第21条の規定による利用料金の徴収を行うこと。

(1) 体制の整備

現金の管理を安全かつ確実に執り扱うために必要な体制を整備すること。

(2) 利用料金等の設定

条例第21条の規定により、利用料金及び受講料は、丙の収入として取り扱う。丙は、利用料金を、条例で定める範囲内で、あらかじめ甲の承認を得て設定することができる。また、受講料については、甲の承認を得て設定するものとする。

(3) 利用料金の減免

丙は、体育施設条例及び管理規則に基づき、利用料金及び受講料を減免、免除することができる。

(4) 利用料金等の還付

丙は、体育施設条例及び管理規則に基づき、利用料金及び受講料を還付することができる。

6 水泳教室の開催

(1) 丙は、一般利用者向けの水泳教室を開催し、水泳指導を行うこととする。

なお、教室は、管理にあたっての基本理念に基づいた内容とすること。

(2) 丙は、乙が丙に小学生及び中学生の水泳授業の水泳指導を要請したときは、乙と協議・調整のうえ、別途、業務委託契約を締結し、当該業務を実施するものとする。（開催日は、休館日を含める。）

【令和10年度～令和11年度】小中一貫校の水泳指導授業を予定

ア 指導料等：小学生（約370名／年）×5回、利用日数10日間

イ 指導料等：中学生（約225名／年）×5回、利用日数10日間

(3) 丙は、乙が丙以外の事業者小学生及び中学生の水泳授業の水泳指導を要請したときは、乙と協議・調整のうえ、別途、業務委託契約を締結し、当該業務に係る貸館業

務を実施するものとする。(開催日は、休館日を含める。)

【令和10年度～令和11年度】小中一貫校の水泳指導授業を予定

ア 施設管理費：@20,000円×20日

イ 施設使用料：@250円×小学生(約370名/年)×5回、利用日数10日間

ウ 施設使用料：@250円×中学生(約225名/年)×5回、利用日数10日間

(4) 丙は、乙が小学生及び中学生の水泳授業を新宮温水プールで実施するに当たり、貸館業務を要請したときは、乙と協議・調整のうえ、別途、業務委託契約を締結し、当該業務に係る貸館業務を実施するものとする。(開催日は、休館日を含める。)

【令和7年度～令和9年度】新宮中学校の使用予定(現在、実施中)

ア 施設管理費：@20,000円×5日×2学年=200,000円

イ 施設使用料：@250円×210名×5回=262,500円

なお、今後の調整により、水泳授業を新宮温水プールで実施する学校が増える場合がある。

(5) 水泳教室事業計画及び報告書の作成について

実施しようとする教室の事業計画書を乙に提出し、承認を得ること。

また、随時実施する場合は、3ヶ月前までに事業計画書を乙に提出し、承認を得ること。実施した教室に対し、定期的な教室については毎月、随時実施するものは終了後10日以内に人数表等の報告書を乙に提出すること。

(6) 水泳教室の継続について

現在行っている水泳教室の事業(別紙1)については、その内容を十分に把握・確認し、継続性に配慮することをお水泳教室の実施においては、現体系の継続性に十分留意すること。

7 一般利用者に対する監視指導について

丙は、利用者の安全を確保するため、監視員を適切に配置し、事故防止に努めなければならない。また、不測の事態に際しては、必要に応じた適切な指示を与え、利用者の安全を確保すること。

(1) 監視指導の計画書について

監視指導における方法や人員配置の計画書を乙に提出し、承認を得ること。

(2) 監視員の研修について

監視員の研修は、前号の監視計画に基づき監視指導ができるよう、救助や応急処置等の訓練を行うこと。

(3) 事故発生報告書について

事故が発生した場合は、速やかに乙に事故発生報告書を提出すること。

8 自主事業の企画運営について

丙は、自らの発案で自主事業を計画し、実施することができる。

(1) 自主事業計画書及び報告書について

丙は、自主事業を実施する場合、予め乙に計画書を提出し、承認を得ること。

また、自主事業終了若しくは年度終了後10日以内に報告書を乙に提出すること。

(2) 自主事業の内容について

自主事業は、利用者の平等利用を確保すること。

(3) 従来自主事業について

現在行っている自主事業（別紙2）の内容等を把握のうえ、必要に応じ継続性にも配慮し計画すること。

9 施設及び設備管理について

新宮温水プール内外の設備管理については、関連諸法規及びこの仕様書に基づき設備等の機能を常に最良の状態に保ち、新宮温水プールの安全環境を確保するよう努めるものとする。

(1) 管理設備の内容

ア 電気設備

受電・配電設備、各種監視盤、電気配線設備、その他

イ 空調設備

主要熱源機器、自動制御機器、換気設備、その他

ウ 衛生設備

濾過器設備、給水設備、排水設備、衛生器具設備、その他

エ 消防設備

消火器・火災消火装置、非常防火装置、火災警報装置、誘導灯及び誘導標識、その他

オ 建物内外の諸設備

(2) 業務の内容

ア 設備機器の運転操作及び監視

イ 設備の維持管理（日常点検、定期点検、補修）

ウ 設備に関する非常措置

エ 設備関係の測定及び記録

オ 設備関係の清掃

カ 電気・水道等の検針及び記録

キ 官公庁検査、各設備の関係業者の定期検査の立会い並びに関係法令等に基づく各種報告書等の提出、連絡及び必要業務の代行

ク その他設備の保全管理上、当然である業務

(3) 定期点検

- ア 濾過器設備 年間2回の点検
- イ 空調設備ほか 年間4回の点検及び各設備の管理点検
- ウ 消防設備 消防法第17条の3の3の規定に基づく点検整備
- エ 自動ドア 年3回の点検
- オ 電気保安管理 電気事業法第43条第1項に基づく月1回の点検

10 清掃

公共施設としての美観及び職場環境を常に最良の状態に保守するため、新宮温水プール内外の清掃業務等を実施すること。また、異常を発見したときは、速やかに処理し、その内容を乙に報告すること。

(1) 業務の内容

ア 日常清掃

①日常清掃については、次の箇所について行うこと。

室名	備考
プール室	
女子更衣室	ロッカー100人分・洗面3
シャワー室	3ブース・更衣ブース2
乾燥室	
トイレ	便器2・手洗1
男子更衣室	ロッカー100人分・洗面3
シャワー室	3ブース・更衣ブース2
乾燥室	5～6人用・設定温度60℃
トイレ	小便器2・大便器1・手洗1
事務室	
コーチ室	
湯沸室	
車イス専用更衣室	一人用
車イス専用トイレ	便器1・手洗1
玄関ホール	
風除室	
ロビー	
ミーティング室	
自販機室	

女子トイレ 男子トイレ 廊下その他	便器1・手洗2・ベビーベッド 小便器1・大便器1・手洗1
2階ギャラリー 2階廊下その他	44席常設
駐車場	

②定期清掃については、次の内容を行うこと。

箇所		回数	
床 面	館内カーペット部分	洗剤清掃	年1回
	タイル部分	ブラシ洗剤洗浄	
	館内フローリング部分	洗剤洗浄 ワックス仕上げ	
	館内塩ビシート部分	洗剤洗浄 ワックス仕上げ	
ガラス	ガラス部分	清掃	年1回
屋 上	屋上陸屋根部分	清掃	月1回

イ 植栽部分の維持管理

新宮温水プール周辺の植栽箇所の清掃及び定期的な剪定を行うこと。

ウ 害虫駆除について

年2回ゴキブリ他害虫等の駆除及び防止を全館対象に行うこと。

1.1 修繕等

(1) 施設、設備及び備品の修繕費は年間200万円を上限とし、丙が負担する。

1件当たり60万円以上のものは、甲、丙協議のうえ200万円の枠内より支出する。修繕費が年間200万円を超えた場合の修繕は甲の負担とする。ただし、丙の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは、丙の負担とする。

(2) 甲が負担する修繕が発生した場合、丙は直ちに甲に報告すること。

1.2 警備

(1) 業務の内容

新宮温水プール内での火災・盗難・不法侵入を防止し、市の財産の保全を図ること。

(2) 警備方法

閉館時間及び休館日においては、一般加入回線を利用したガードシステムを利用した警備を行うこと。

1.3 事業計画等の提出

丙は、毎年度、管理運営に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、乙が指定する

期日までに提出すること。

14 報告文書の提出

(1) 丙は、翌月15日までに、次に掲げる事項を記載した当月の報告書を作成し、乙に提出すること。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ウ 利用料金の収入実績
- エ 管理経費の収支状況
- オ その他本仕様書に定めた事項

(2) 丙は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し乙に提出すること。ただし、年度途中においてたつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第4号）第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ウ 利用料金の収入実績
- エ 管理経費の収支状況
- オ その他管理の実態を把握するために乙が必要と認める事項

(3) 乙は、管理の適正を期するため、丙に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

15 備品及び消耗品

(1) 乙はその所有する新宮温水プールの備品（別紙3）を、無償で丙に貸与する。丙は、これらの備品について、善良な管理者の注意をもって使用すること。

その他、丙が業務を遂行するために必要な備品又は消耗品については、あらかじめ乙の了解を得て、丙の負担により新宮温水プールに備えること。

(2) 乙の所有する備品の更新及び補充については、原則として、乙が負担する。また、消耗品の補充については、丙が負担すること。

(3) 乙の所有する備品の貸与期間は、指定管理者の指定期間と同一の期間とする。

16 その他施設の管理に付随する業務

(1) 非常事態時の対応

- ア 新宮温水プールにおいて、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されると

き、又は発生したときは、乙に直ちに報告すること。ただし、緊急を要する場合は、利用者の安全確保と施設等の保全措置を優先し、その後速やかに報告すること。

イ 丙は、緊急時のマニュアルや緊急連絡網を作成し、緊急時に対応できる体制を整えること。

(2) 損害賠償責任について

丙は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を乙に賠償しなければならない。

また、丙の責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、丙はその損害を賠償しなければならない。なお、国家賠償法第1条又は第2条の規定により、甲が第三者に当該損害を賠償したときは、甲から求償権を行使することがある。

(3) 個人情報の取扱い

ア 丙又は新宮温水プールの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、その業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び乙と締結する協定を遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

イ 丙は、保有することとなった情報の公開については、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(4) 市からの要請への協力

①甲から、新宮温水プールの管理運営及び現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。

②甲は、新宮温水プールの管理運営業務に関する監査を次のとおり実施する。

ア 定期監査

甲は、丙の管理運営業務の実施状況が、甲の業務基準を満たし管理運営に係る基本理念に沿ったサービスを提供できているか確認するため、丙から提供された事業報告書及び業務報告書等により定期監査を行うことができる。

イ 随時監査

甲又は監査委員が必要と認めるときは、事前に丙に通知したうえで施設の維持管理状況及び経理状況に関し報告を求め、実施について調査する随時監査を行うことができる。

ウ 監査に対する協力

丙は、甲が定期監査又は随時監査を実施するに当たり、施設の管理運営及び施設の現状等に関する資料作成及び実施調査等を求められた場合には、迅速かつ誠実な対応を行うこと。

エ 業務不履行時の処理

(ア) 管理運営業務が業務基準を満たしていない場合又は利用者が施設を利用するうえで明らかに利便性を損なう場合は、甲は丙に対して業務改善の指示を行うことができる。

(イ) 甲は、丙が甲の指示に従わないときは、指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(5) 保険の加入

丙は施設の管理運営に際し、施設の不備又は業務上の不注意が原因となって第三者に身体障害等を与えた賠償事故に対応する保険に加入すること。なお、補償額は以下の金額以上とし、被保険者は甲、乙及び丙が範囲となる保険とすること。

補償金額 1名 1億円 1事故 3億円

(6) その他管理業務

その他新宮温水プールの維持管理に必要な事項を行うこと。

現在の水泳教室の状況

コース	対象	受講料 (月)
キンダー (幼児)	3歳から6歳まで	週1回 5,130円 週2回 6,260円 週3回 7,390円 週4回 8,520円
キッズ (ジュニア)	小学生・中学生	
アドバンス (育成)	小学生・中学生	
選手	コーチの推薦による該当者	
障がい児	障がいを持つ幼児から中学生までとその保護者	週1回 5,130円
親子	6ヶ月から2歳児までとその保護者	週1回 4,630円
フリーレッスン ・スイムレッスン (水泳指導) ・アクアビクス (水中運動) ・エクササイズ (水中運動) ・一般利用 (随時) ・スタジオレッスン (ヨガ・ティラピス等)	16歳以上	6,260円

初回に入会金2,200円、一時的に休会する場合は休会費550円が必要

令和5年度たつの市新宮温水プール自主事業一覧（参考資料）

日 時	事業名	対象者	事業内容
6月	競泳練習会	水泳大会参加 スクール生	水泳大会用の練習会
7月	日曜日教室	中学生以下	短期教室
8月	お盆短期教室	中学生以下	短期教室
10月	ハロウィンイベント	一般	プレゼント配布等
11月	体験教室	一般	大人対象体験教室
12月	2週間体験	中学生以下	体験教室
	クリスマスイベント	スクール生	プールでクリスマスイベント
1月	ビデオレッスン	大人会員	ビデオ撮影泳法解説
2月	2週間体験	中学生以下・一般	体験教室
3月	1回体験	中学生以下・一般	体験教室
	春休み短期教室	中学生以下	短期教室

管理備品一覧

No.	種類	数量	備考
1	電話台	1	
2	有線設備	1式	
3	応接テーブル	1	
4	応接セット (椅子4)	1	
5	両袖デスク	1	
6	片袖デスク	4	
7	事務用椅子 (肘置きあり)	4	
8	事務用椅子 (肘置きなし)	6	
9	事務用椅子 (館長)	1	
10	保管庫引き違い (下置き)	3	
11	保管庫オープン (上置き)	1	
12	保管庫ベース	2	
13	耐火金庫	1	
14	消火器	9	
15	キーケース	1	
16	物品棚	2	
17	ホワイトボード	2	
18	電気ポット	1	
19	冷水ボトル	1	
20	食器棚	1	
21	会議用テーブル	13	
22	データファイル保管庫 (上置き)	2	
23	データファイル保管庫 (下置き)	2	
24	トレユニット	1	
25	医療用ベッド	1	
26	マットレス	1	
27	角テーブル	1	
28	パイプ椅子	3	
29	担架	1	
30	信号機	1	
31	スポーツプリンターストップウォッチ	1	
32	人工蘇生器	1	
33	会議用チェア	31	
34	チェアポーター	2	
35	回転黒板	1	
36	ピンク電話	1	
37	券売機	1	
38	新聞掛け	1	
39	パネルスクリーン	1	
40	粘着掲示板	1	
41	案内板 (入口)	1	
42	コース案内板	1	
43	時計	1	
44	丸テーブル	4	
45	チェア	4	
46	ホールテーブル	2	
47	ホールチェア	4	
48	ロッカー・掃除用具用	1	
49	パンフレットスタンド	1	

管理備品一覧

No.	種類	数量	備考
50	傘立て	2	
51	ベンチ	7	
52	ロッカー10人用 (男子)	10	
53	ロッカー10人用 (女子)	10	
54	職員ロッカー (3人用)	4	
55	洗濯機台	1	
56	脚立	1	
57	バリケード	3	
58	プールカバー巻取機	2	
59	スポーツタイマー	2	
60	室内用大時計	1	
61	プールフロアー	17	
62	監視台	2	
63	コースロープ巻取器	2	
64	スタート台	8	
65	モクヘリン (鐘)	2	
66	コースロープ	8	
67	スイムストッパー	3	
68	背泳用フライングポール	1	
69	プールドライヤー	4	
70	トランジスタメガホン	2	
71	心肺蘇生訓練マネキン	1	
72	ピン・缶入れ	1	
73	案内板 (ホワイトB)	1	
74	壁掛け黒板	1	